**（燃料供給当日の店頭価格による契約）**

契約書３－２

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給に関して、次のとおり契約を締結する。

１　甲は、乙から、甲が使用する自動車に使用するため、乙の所有する燃料の供給を受けるものとする。

２　燃料供給期間　　令和６年　　月　　日から令和６年　　月　　日まで

３　自動車登録番号又は車両番号

４　契約金額　　　　燃料供給当日の店頭価格（消費税及び地方消費税を含む）に燃料供給量を乗じて得た金額とする。

５　この契約に基づく契約金額については、乙は、大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、大東市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、大東市が乙に支払う金額が、４に定める契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条に該当し、供託物を没収されることとなった場合は、乙は大東市に支払の請求ができない。

　　上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

|  |
| --- |
| 令和６年　　月　　日 |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | 氏　名 |  | ㊞ |
| 乙 | 住　所（所在地） |  |
|  | 氏　名（名称及び代表者名） |  |  |